

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針

〔平成17年4月21日 食品安全委員会決定〕
〔平成17年10月6日 最終改正〕

本指針は、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」（平成17年4月21日関係府省申合せ）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒による緊急事態等（「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）への対応に関する具体的な手順を定めるものである。

平時からの対応

1 平時からの準備体制

情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。

- （1）委員会内における本指針の内容の周知徹底及び緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の整理
- （2）夜間休日に緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照）
- （3）夜間休日を含む情報連絡体制の確立（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施）
- （4）委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の情報連絡窓口の設置（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）

＜委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口＞

- ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ・ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官
- ・ 環境省水・大気環境局水環境課

2 平時からの情報収集等

（1）情報・緊急時対応課による情報収集等

情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食中毒に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。

- ・ 委員及び専門委員
- ・ リスク管理機関

- ・ 関係試験研究機関（別添 3「関係試験研究機関一覧」参照）
 - ・ 関係国際機関及び主要国の公的機関（別添 4「海外からの主な情報収集源」参照）
- 情報・緊急時対応課は、 の規定により収集した食中毒に関する情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。

委員長は、 の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると判断したときは、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。

（２）勧告広報課による情報収集等

勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、食中毒に関する情報を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。

（３）科学的知見に基づく概要書の作成

情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、（１）及び（２）の規定により収集された食中毒に関する情報や科学的知見を基に、概要書（以下「ファクトシート」という。）を事前に作成しておくこととする。

３ リスク管理機関との緊密な連携

- （１）委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添 2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食中毒に関する情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。
- （２）委員会は、厚生労働省から、毎年１回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。
- （３）委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食中毒に関する情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。
- （４）委員会は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成 16 年 2 月 18 日関係府省申合せ）に基づき、平時から、リスク管理機関と連携して、次に掲げる会議を定期的開催し、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。

食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）

関係府省連絡会議幹事会

食品リスク情報関係府省担当学会議

初動対応

１ 食中毒の発生に関する情報の受理

- （１）委員会に対し、食中毒の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「食品危害情報の通報受付票」（別紙様式）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料が

ある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。

- (2) 受付けは、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。

なお、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。

2 食中毒の発生に関する情報の連絡

- (1) 情報・緊急時対応課は、食中毒の発生が緊急事態等に該当すると判断した場合には、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」(平成16年4月15日委員会決定)に基づく「食品安全委員会緊急時連絡ルート」(別添5)を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。
- (2) 委員長は、(1)の結果、食中毒による緊急事態等を認知した場合において、必要と判断したときは、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。

3 第一次参集要員等の対応

- (1) 事務局長は、夜間休日に、食中毒による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると判断した場合には、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。
- (2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。

迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該食中毒に関する科学的知見の収集

収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成

他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示

4 初動対応の決定

- (1) 委員・事務局会議の開催

委員長は、食中毒による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ(以下「委員・事務局会議」という。)の開催が必要であると判断したときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。

委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを判断し、必要があると判断した場合には、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。

- (2) 委員会会合の開催

委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると判断したときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、

委員会会合において、 に掲げる対応策を決定することとする。

この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断したときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該食中毒に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。

なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。

（３）食品安全担当大臣への報告

委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると判断した場合には、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

５ その他

食中毒による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階ごとに、「緊急時における対応チェックリスト」（別添６）を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。

- （１）食中毒の発生に関する情報の受理時
- （２）食中毒の発生に関する情報の連絡時
- （３）第一次参集要員等の参集時
- （４）委員・事務局会議の開催時

対応策の実施

１ 緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催

（１）緊急対策本部の設置のための緊急協議の実施の助言

委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断されるときは、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言することとする。

（２）関係府省連絡会議の開催

事務局長は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、委員会から関係府省連絡会議の開催を指示されたときは、リスク管理機関と連携して、速やかにこれを開催することとする。

なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。

委員会は、 に規定する場合のほか、緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して、関係府省連絡会議を開催することとする。

２ 緊急時における情報収集等

（１）緊急時における情報収集等

事務局各課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、 の２の規定に基づ

き、迅速に食中毒に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。

情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、の2(3)の規定により事前に当該食中毒に関するファクトシートを作成していないときは、の規定により収集された食中毒に関する科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートを速やかに作成することとする。

情報・緊急時対応課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、の規定により収集された食中毒に関する科学的知見を基に、の規定によるファクトシートの作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートに関するQ & Aを作成することとする。

(2) 現地派遣による情報収集等

職員等の現地派遣の決定

委員長は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると判断したときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。

具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に、

- ・ 食中毒による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると判断される場合
- ・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合
- ・ 委員又は専門委員が、専門的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると判断される場合

が想定される。

派遣された職員等の現地における活動

ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、情報・緊急時対応課に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。

イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする。

3 情報提供及びリスクコミュニケーション

(1) 勧告広報課は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、の2(1)の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に当該食中毒に関する科学的知見を提供する。

また、勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

(2)(1)の規定による情報提供は、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に緊密な連携を図った上で行うこととする。

4 食品健康影響評価

(1) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表する

こととする。

なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、関係する専門調査会に対し、速やかにその開催を指示し、専門的知見に基づく審議を求めることとする。

- (2) 委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると判断したときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。
- (3) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。

5 勧告及び意見

- (1) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (2) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (3) 委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

6 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言

委員会は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要と判断されるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。

その他

1 緊急事態等の収束

(1) 緊急対策本部が設置された場合

食中毒による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置された場合には、食品安全担当大臣による緊急対策本部の解散をもって、緊急事態等の収束とする。

なお、委員長は、委員会会合における審議結果等を踏まえ、必要に応じ、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の解散について助言を行うこととする。

(2) 緊急対策本部が設置されなかった場合

食中毒による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部は設置されなかったが、関係府省連絡会議が開催された場合には、委員会は、関係府省連絡会議の対応状況、専門調査会における審議結果及び社会的反響等を勘案し、緊急事態等の収束について判断することとする。

(3) その他

(1)及び(2)の規定により緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該食中毒の再発の防止に努めることとする。

2 事後検証及び指針の改定

- (1) 委員会は、食中毒による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、事後に検証を行うよう指示することとする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要と判断した場合には、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。

- (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本指針を改定することとする。

(別紙様式)

食品危害情報の通報受付票

通 報 日 時		平成 年 月 日 (時 分)	
受 付 者			
通 報 者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
通 報 の 内 容	発 生 日 時	平成 年 月 日 (時 分)	
	発 生 場 所		
	患者数・死者数		
	原 因 食 品	(推 定 ・ 確 定)	
	病 因 物 質		
	発 生 状 況 及 び 危 害 の 内 容		
	措 置 状 況		
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(別添 1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長 緊急時対応係員
-----------	---

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

食中毒の原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
食中毒の原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農薬担当) 課長補佐(残留動物用医薬品・ 化学物質・汚染物質等担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
食中毒の原因が新食品等の場合	
評価課	課長補佐(新食品等・飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第3係長

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【 情報連絡窓口 】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【 関係課 】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【 情報連絡窓口 】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局総務課食品安全危機管理官	03-3502-5716	03-3597-0329
【 関係課 】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局衛生管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課		

■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【 情報連絡窓口 】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局水環境課	03-5521-8306	03-3593-1438

(別添3)

関係試験研究機関一覧

【厚生労働省関係機関】

試験研究機関名	電話番号(代表)	HPアドレス
国立医薬品食品衛生研究所	03 - 3700 - 1141	http://www.nihs.go.jp/index-j.html
国立保健医療科学院	048 - 458 - 6111	http://www.niph.go.jp/
国立感染症研究所	03 - 5285 - 1111	http://www.nih.go.jp/niid/index.html
(独)国立健康・栄養研究所	03 - 3203 - 5721	http://www.nih.go.jp/eiken/

【農林水産省関係機関】

試験研究機関名	電話番号(代表)	HPアドレス
(独)農林水産消費技術センター	048 - 600 - 2350	http://www.cfqlcs.go.jp/
(独)家畜改良センター	0248 - 25 - 2231	http://www.nlbc.go.jp/
(独)農業・生物系特定産業技術研究機構	029 - 838 - 8898	http://www.naro.affrc.go.jp/
(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 中央農業総合研究センター	029 - 838 - 8481	http://narc.naro.affrc.go.jp/
(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所	029 - 838 - 7713	http://niah.naro.affrc.go.jp/index-j.html
(独)農業生物資源研究所	029 - 838 - 7406	http://www.nias.affrc.go.jp/
(独)食品総合研究所	029 - 838 - 7971	http://www.nfri.affrc.go.jp/
(独)国際農林水産業研究センター	029 - 838 - 6313	http://ss.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html
(独)水産総合研究センター	045 - 227 - 2600	http://www.fra.affrc.go.jp/

【環境省関係機関】

試験研究機関名	電話番号(代表)	HPアドレス
(独)国立環境研究所	029 - 850 - 2314	http://www.nies.go.jp/index-j.html

(別添4)

海外からの主な情報収集源

1. 主な関係国際機関

機 関 名	U R L
国連食糧農業機関 (FAO) (Food and Agricultural Organization)	http://www.fao.org/
世界保健機関 (WHO) (World Health Organization)	http://www.who.int/en/
国際獣疫事務局 (OIE) (Office International des Epizooties)	http://www.oie.int/
経済協力開発機構 (OECD) (Organization for Economic Co-operation and Development)	http://www.oecd.org/home/
国際貿易機構 (WTO) (World Trade Organization)	http://www.wto.org/
FAO/WHO合同食品規格委員会 (Codex委員会) (Codex Alimentarius Commission)	http://www.codexalimentarius.net/
国際癌研究機関 (IARC) (International Agency for Research on Cancer)	http://www.iarc.fr/

2. 主な諸外国の公的機関

国名	機 関 名	U R L
米 国	健康福祉省 (DHHS) (Department of Health & Human Services)	http://www.dhhs.gov/
	疾病管理予防センター (CDC) (Centers for Disease Control and Prevention)	http://www.cdc.gov/
	食品医薬品庁 (FDA) (Food and Drug Administration)	http://www.fda.gov/
	食品安全・応用栄養センター (CFSAN) (Center for Food Safety & Applied Nutrition)	http://www.cfsan.fda.gov/list.html
	環境健康科学研究所 (NIEHS) (National Institute of Environmental Health Sciences)	http://www.niehs.nih.gov/
	環境保護庁 (EPA) (Environmental Protection Agency)	http://www.epa.gov/
	農務省 (USDA) (United States Department of Agriculture)	http://www.usda.gov/
	農務省 / 動植物検疫局 (USDA: APHIS) (Animal and Plant Health Inspection Service)	http://www.aphis.usda.gov/lpa/about/welcome.html
	農務省 / 食品安全検査局 (USDA: FSIS) (Food Safety and Inspection Service)	http://www.fsis.usda.gov/index.htm
カ ナ ダ	食品検査庁 (CFIA) (Canadian Food Inspection Agency)	http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml
	保健省 (Health Canada)	http://www.hc-sc.gc.ca/english/index.html
	農業食料省 (Agriculture and AgriFood Canada)	http://www.agr.gc.ca/index_e.phtml

EU	欧州連合 (EU) (European Union)	http://europa.eu.int/geninfo/whatsnew.htm
	欧州食品安全機関 (EFSA) (European Food Safety Authority)	http://www.efsa.eu.int/
英国	食品基準庁 (FSA) (Food Standards Agency)	http://www.food.gov.uk/
	環境・食料・農村地域省 (DEFRA) (Department for Environment, Food, and Rural Affairs)	http://www.defra.gov.uk/animal
フランス	食品衛生安全庁 (AFSSA)	http://www.afssa.fr/
	厚生省 (Alerte Sanitaire)	http://www.sante.gouv.fr/
	農漁業省 (Ministere de l'agriculture)	http://www.agriculture.gouv.fr/spip/actualites_r2.html
オランダ	公衆衛生・環境保護研究所 (RIVM)	http://www.rivm.nl/
ドイツ	連邦消費者保護・食糧・農業省 (BMVEL) (Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung und Landwirtschaft)	http://www3.verbraucherministerium.de/index-272804D294E247F1BEF4F4F9D9C2BC4C.html
	消費者保護・食品安全連邦庁 (BVL) (Bundesamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit)	http://www.bvl.bund.de/
	連邦リスク評価研究所 (BfR) (Bundesinstitut für Risikobewertung)	http://www.bfr.bund.de
スイス	連邦農業庁	http://www.blw.admin.ch/
	連邦獣医局 BVET (経済省)	http://www.bvet.admin.ch/
スペイン	官報 Boletín oficial del Estado(BOE)	http://www.boe.es/g/es/
	首相府 (BOE官報へリンク可)	http://www.la-moncloa.es/web/asp/gob05.asp
	農業水産食糧省(MAPA)	http://www.mapa.es/
	衛生消費省 (notas de prensa)	http://www.msc.es/
	衛生消費省 食品安全庁 (AESa)	http://ww1.msc.es/aesa/
	科学研究高等会議CSIC (科学技術省所属)	http://www.csic.es/
	国立バイテクセンターCNB (科学技術省所属)	http://www.cnb.uam.es
豪州	豪州・NZ食品基準機関 (FSANZ)	http://www.foodstandards.gov.au/
	検疫検査局 (QIS) (Australian Quarantine and Inspection Service)	http://www.affa.gov.au/content/output.cfm?ObjectID=3E48F86-AA1A-11A1-B6300060B0AA00014
NZ	食品安全機関 (NZFSA)	http://www.nzfsa.govt.nz/
	中華人民共和国衛生部	http://www.moh.gov.cn/
	国家食品薬品監督管理局	http://www.sda.gov.cn/webportal/portal.po

中国	国家中医薬管理局	http://www.satcm.gov.cn/
	国家統計局	http://www.stats.gov.cn/index.htm
	国家品質監督検査検疫総局	http://www.cqi.gov.cn/
	商務部	http://www.mofcom.gov.cn/
	商務部と殺技術鑑定センター	http://jdzx.mofcom.gov.cn/index.shtml
	農業部	http://www.agri.gov.cn/index.htm
	農業部農薬検定所	http://www.chinapesticide.gov.cn/index.asp
香港	食物環境衛生署	http://www.fehd.gov.hk/indexe.html
	衛生署	http://www.info.gov.hk/dh/index.htm
	衛生福利・食物局	http://www.hwfb.gov.hk/eindex.htm
	魚農自然護理署	http://dh02.hkseeker.com/gb/www.afcd.gov.hk/index_e.htm
台湾	行政院	http://www.ey.gov.tw/
	行政院衛生署	http://www.doh.gov.tw/NewVersion/index.asp
	行政院衛生署疾病管制局	http://www.cdc.gov.tw/ch/
	行政院衛生署藥物食品検査局	http://www.nlfd.gov.tw/
	行政院農業委員会	http://www.coa.gov.tw/

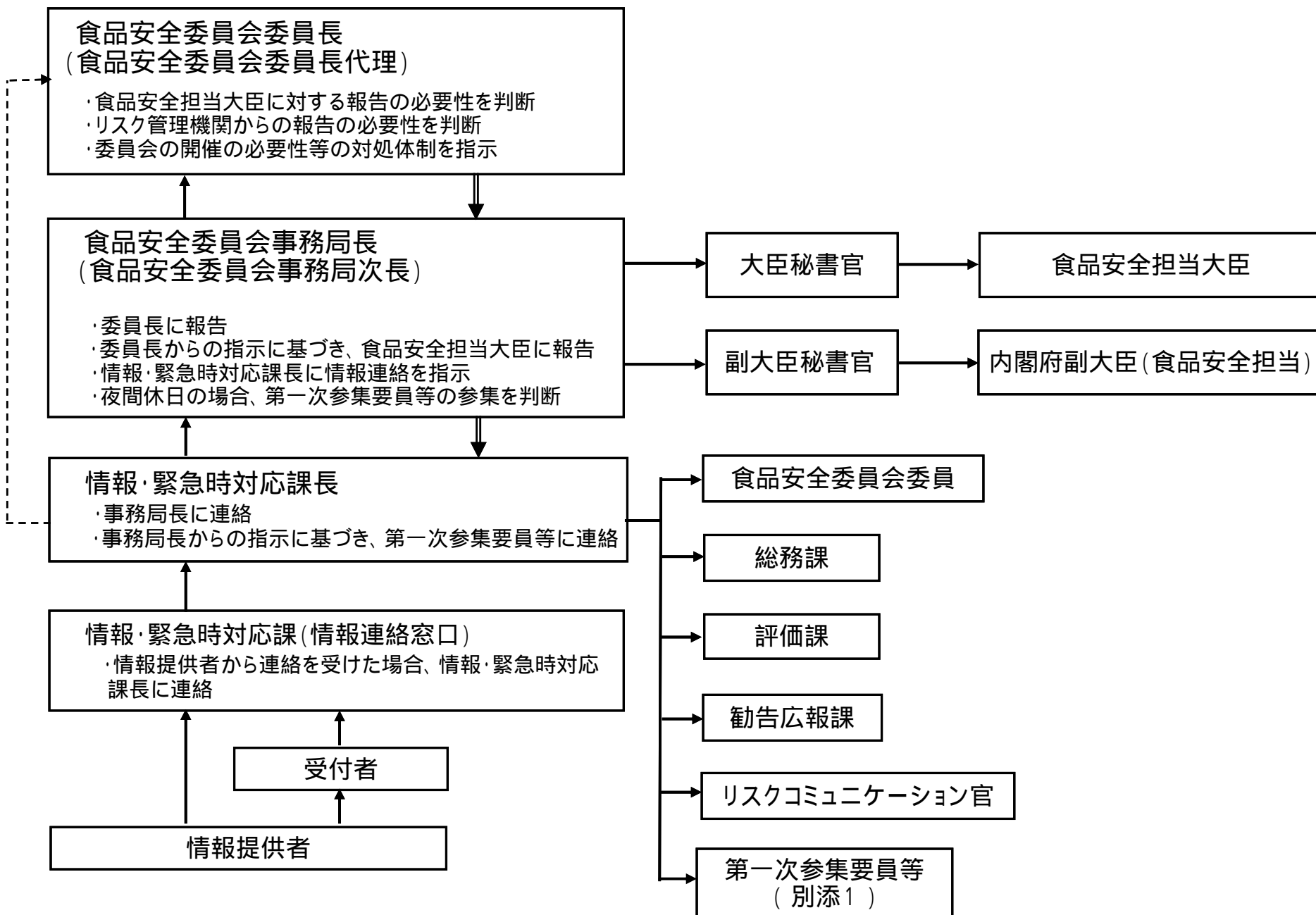
3. 主な海外のニュースサイト

国名	ニュースサイト名	U R L
国際	International ag news	http://www.agriculture.com/worldwide/
国際	ProMED-mail	http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1000
国際	Food Safety Today (Foodlineweb)	http://www.leatherheadfood.com/foodsafetytoday2003/
国際	Food Chemical News	http://www.foodchemicalnews.com/
国際	Food Science Centra	http://www.foodsciencecentral.com/ixbin/hixclient.exe?_IXSESSION_=&search-form=index.html&submit-button=search&_IXSmenu_ =1&_IXmenu_ =1
国際	FSNET Fsnetwork Archives	http://www.foodsafetynetwork.ca/
米国	abc news	http://abcnews.go.com/
米国	CBS	http://www.cbs.com/
米国	CNN	http://www.cnn.com/
米国	Newsday (AP通信)	http://www.newsday.com/
米国	Reuter	http://www.reuters.com/
カナダ	National Post	http://www.nationalpost.com/home/
カナダ	The Globe and Mail	http://www.globeandmail.com/
カナダ	Vancouver sun	http://www.canada.com/vancouver/

南米	南米農牧衛生情報ネットワーク Red Sudamericana de Información Sanitaria Agropecuaria	http://www.iicasaninet.net/
アルゼンチン	アルゼンチン農業情報	http://www.agritotal.com/
英国	BBC	http://www.bbc.co.uk/home/today/index.shtml
英国	Guardian	http://www.guardian.co.uk/
英国	Independent	http://www.independent.co.uk/
英国	Food navigation	http://www.foodnavigator.com/
フランス	Agri-salon.com	http://www.agrisalon.com/000-accueil/week.php
フランス	Le monde	http://www.lemonde.fr/
フランス	Medlineplus	http://www.nlm.nih.gov/medlineplus/foodsafety.html
フランス	AFP.COM	http://hosting.afp.com/clients/cite-sciences/francais/agroalimentaire/
フランス	Terre-net	http://www.terre-net.fr/actus/actus_liste.asp?result=&id_rubrique
スペイン	食品安全新聞	http://www.consumaseguridad.com/
ドイツ	農業情報ネットワーク	http://www.dainet.de/
ドイツ	vetline.de / 農業・消費者保護・その他	http://www.vetline.de/nachrichten/aktuelles/
スイス	チューリッヒ新聞 (Forschung und Technik)	http://www.nzz.ch/ft/index.html
スイス	SDAスイス通信社	http://www.sda-ats.ch/d/
豪州	SMH	http://www.smh.com.au/
豪州NZ	The New Zealand Herald	http://www.nzherald.co.nz/
韓国	YONHAP NEWS	http://for.yna.co.kr/E/
中国	Yahoo! China News	http://cn.news.yahoo.com/
中国	新華社通信	http://www.xinhuanet.com/
中国	人民日報社	http://www.people.com.cn/
中国	中央テレビ局「週間品質報告」	http://www.cctv.com/program/mzzlbq/01/index.shtml
香港	Yahoo! Hongkong News	http://hk.news.yahoo.com/
台湾	Yahoo! Taiwan News	http://tw.news.yahoo.com/
タイ	Bangkok Post	http://bangkokpost.net/
タイ	The nation	http://nationmultimedia.com/

食品安全委員会緊急時連絡ルート

→ 緊急時連絡ルート
⇒ 指示ルート



(別添 6 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 食中毒の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

☐ 食品危害情報の通報受付票（別紙様式） ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添 5）

【食中毒の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通 報 受 理	☐ 食品危害情報の通報受付票を用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ ☐ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、F A X 等による資料の送付を依頼したか？
情 報 連 絡	☐ 聴取した情報の内容について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長（委員長）まで速やかに情報連絡を行ったか？ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 ☐ 情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添 6 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 食中毒の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ 食品安全委員会第一次参集要員等（別添 1）
- ☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添 2）
- ☐ 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添 5）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情 時 報 対・ 応緊 課急	☐ 受付者から情報連絡を受けた食中毒の発生は、緊急事態等に該当するの か？ 該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ 他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？
事 務 局 長	☐ 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ ☐ 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課 長に指示したか？（夜間休日に限る） ☐ 委員長からの指示を受け、食品安全担当大臣に速やかに報告を行ったか？
委 員 長	☐ 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ ☐ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？ 必要と判断した場合、事務局長に対し、食品安全担当大臣への報告を 行うよう指示したか？

(別添 6 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 第一次参集要員等の参集時 ～

【主に用意すべき資料・様式】

- ☐ リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添 2）
- ☐ 関係試験研究機関一覧（別添 3）
- ☐ 海外からの主な情報収集源（別添 4）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 収集した情報はどこまで連絡済か？ 他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？
情報収集等	☐ どこから情報を収集すべきか？ リスク管理機関の関係課はどこか？ 関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） ☐ 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ 他の専門家の紹介依頼が必要か？ ☐ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

緊急時における対応チェックリスト
～ 委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	☐ 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ ☐ 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） ☐ 厚生労働省・農林水産省の対応状況はどうか？適切に行われているか？ ☐ マスコミ及び国民の反応はどうか？ どのように報道されているのか？ 委員会への問合せはあるか？（マスコミ、食の安全ダイヤル等） 風評被害の可能性はあるか？ ☐ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	☐ 委員会会合において審議する必要があるか？ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ ☐ リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告を受ける必要があるか？ ☐ 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ ☐ 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？ 記者会見の場所、出席者はどうするか？ ☐ 専門調査会の開催が必要か？ どの専門調査会の開催が必要か？ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	☐ 食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のため、緊急協議の実施を助言する必要があるか？ ☐ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催すべきか？ ☐ 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） ☐ 食品健康影響評価を行う必要があるか？ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ ☐ リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ ☐ どのように情報提供を行うべきか？ どのような内容のファクトシート等をＨＰ上に掲載するのか？
--------	---

食品安全委員会食中毒緊急時対応指針における緊急時対応の流れ

